

商品券の払戻しのお知らせ

当社は、平成27年2月28日をもって営業を終了したため、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、発行済商品券の払戻しを次の通り実施します。

1.対象となる商品券



〈 県民百貨店商品券 〉

※ 券面に「県民百貨店」「くまもと阪神」と記入のあるもの

(1,000円券)



〈 購買票 〉

(1,000円券)



〈 御取替票 〉

(500円券)

2.払戻期間

平成27年4月1日(水)から平成27年6月30日(火)まで

3.申出の方法・払戻の方法

払戻期間内に次の場所に対象となる商品券をお持ちください。現金と交換します。

株式会社 県民百貨店

〒860-0031

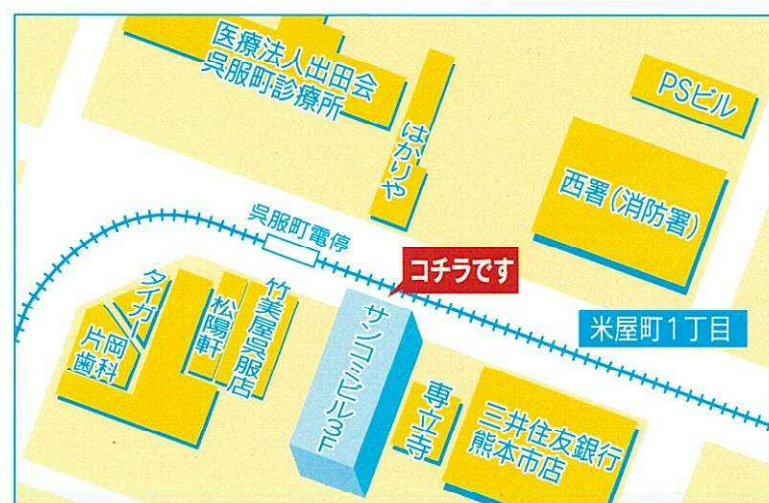
熊本市中央区魚屋町2丁目5

サンコミビル3F

電話番号(096) 322-1100

※ 午前10時～午後5時まで(ただし土・日・祝日は除く)

※ 公共の交通機関をご利用ください。



4.払戻し期間内に申出をされないと

払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

5.払戻しに関するお問合せ先

(※ 平成27年3月31日までは下記のとおりです。平成27年4月1日以降は上記の3となります。)

株式会社 県民百貨店

〒862-0868

熊本市中央区桜町3番22号

電話番号(096) 322-1100

※ 午前10時～午後5時まで(ただし土・日・祝日は除く)